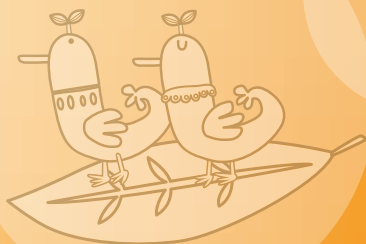


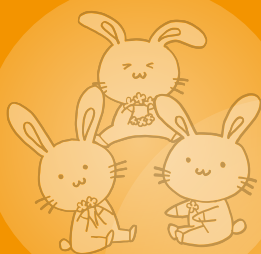
高校生のための福祉教育読本



understanding of well-being

ともに生きる

「福祉の理解」編



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

はじめに

～鳥取県で学ぶ高校生のあなたへ～

鳥取県社会福祉協議会では、「福祉教育」のための読本・テキストとして「ともに生きる」シリーズを発行してきました。学校現場での活用を目的に、中学生版、小学生版、教師版の3冊があります。また、地域社会での活用や福祉教育・福祉学習の普及を目的に、地域版、ハンドブック、ヒント集、事例集の4冊があります。2016年に「ともに生きる」シリーズ8冊目として、高校生版の「福祉の理念」編を発行しました。本書は高校生版の2冊目、そして「ともに生きる」シリーズ通算9冊目となります。

高校生版「福祉の理念」編では、わたしたちが暮らす鳥取県と「福祉」がどのようにつながるのかを、郷土の偉人や歴史の話をもとに紹介しました。神話の時代から、鳥取県には「福祉」との深いかかわりがあることを知っていただけたのではないのでしょうか。そして、理念としての「福祉」を、「ふだんのくらしのしあわせ」を実現していく営みであると表現しました。「福祉」と聞くと制度や対象者を想像しがちですが、日本国憲法に基づき「すべての国民」に対する権利として理解することや、新しい「福祉」の発想としての「ソーシャル・インクルージョン」について知ることで、理念としての「福祉」の意味を理解していただけたのではないかと思います。

わたしたちが求めている「福祉教育」は、人々のくらしの幸せを実現するために、一人ひとりが「福祉の心」をどのように育てていくかということを大切にしています。今、「福祉の心」をもって地域の福祉の問題の解決に向けた実践力を高めていくことが必要です。そして、「福祉の心」を福祉現場に留めず、日常のあらゆる場面で生かしていくことが求められます。決して、「福祉」は施設のなかだけで対象者を限って行われていることがすべてではなく、日常の生活のなかで「すべての国民」に対して行われている営みとして、その目的を深めていくことが大切です。

高校生であるみなさんのなかには、教師、保育士、介護福祉士、看護師など、教育や福祉、医療・保健の世界で働きたいと思っている人もいるでしょう。この読本はそのような進路を志している・いないにかかわらず、広くこの鳥取県で学ぶ高校生のみなさんに読んでいただければと思います。将来どのような職に就かれても、「福祉の心」を持ち続けて活躍されることを期待します。

「福祉の心」を育むために



「福祉の理念」編で、「福祉」は「ふだんのくらしのしあわせを」を実現する営みであると述べました。ここでは、その意味をさらに深めていきます。

① ソーシャル・インクルージョンの意味

「福祉の理念」編では、近年の福祉の理念として「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉を紹介しました。「包摂」とは「包み込む」という意味です。忘れられた人がいないよう、誰もが安心して暮らせるように、「排除」ではなく包み込んだ社会の在り方を目指す理念が「ソーシャル・インクルージョン」という考えになります。

例えば、社会的に排除を受けた人の例として、障がいのある人で考えてみましょう。

2013年10月、鳥取県は全国で初めて「鳥取県手話言語条例」を制定しました。条例の前文には次のような一文があります。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

これは、ろう者がおかれてきた歴史について、簡単に記したものです。意外に思われるかも知れませんが、わが国のろう学校では手話ではなく口話法による教育が長らく行われてきました。ろう学校で手話が使われる形になったのは、実は最近の話です。手話ではなく口話法を身につけることで、聞こえる人の社会に「同化」することが求められていたともいえるでしょう。しかし、学校が手話を禁止しても、ろう者はろう者同士のなか

で手話を使い続けました。「ろう文化」という言葉があるように、手話は言語であるとともに、ろう者にとっての尊厳にかかわる独自の文化として、先輩から後輩へと受け継がれていったのです。

また、聴覚障がいがあっても、手話を使用しない人もいます。中途失聴により、手話以外のコミュニケーション手段を用いている場合もあります。

そこにはさまざまな考えがあり、一つの手段に限定する「どれか」ではなく、多様な手段を認め合える「どれでも」の形が求められます。このように、択一性ではなく多様性が尊重され、それぞれが安心して生活できることが「包摂」=包み込むということです。



鳥取県手話言語条例成立

2013年10月、鳥取県は全国初の手話言語条例を制定しました。

② 「同化」を乗り越えた「包摂」に向けて

「ソーシャル・インクルージョン」の社会を実現するために考えたいことは、「誰が、誰を、どんな目的で、どのように包摂しようとしているのか」ということです。包摂する側と包摂される側の関係、特に包摂される側の権利が尊重されるために、包摂する側の意識が問われていきます。

社会的に包摂されるということは、包摂される人に



全国高校生手話パフォーマンス甲子園

鳥取県では、全国の高校生がチームで手話による歌や劇、ダンスなどのパフォーマンスを披露し、優勝を競う「手話パフォーマンスの祭典」を2014年から開催。

とって社会関係が生まれ、その人らしく過ごせる居場所ができるということです。しかし、なぜ包摂されない状況、つまり社会的排除が生み出されたのかということを考えなくてははいけません。先のろう者の例でいえば、なぜ学校教育では長らく手話が禁じられて、口話法で教育されていたのかわ知ることが必要です。このようにして、社会的排除の構造や要因を考えないまま、社会的包摂だけが重要だといっている、地域や社会は何も変わらないはずで。それでは包摂ではなく「同化」を求めることになってしまうでしょう。

そのような手話やろう者の歩みを踏まえたうえでの、鳥取県の手話言語条例の誕生であったことを理解しておきたいところです。

コ ラ ム

ソーシャル・インクルージョンとは、EU（欧州連合）を中心に社会政策として展開されてきました。若い失業者、低所得者、移民、ホームレス、薬物中毒者などを社会から排除しようという動きが目立ち、それにより社会不安が増大しました。この事態が続けば、国家の崩壊にまで行き着く可能性があるという危機感から、排除ではなく包摂を基盤としたソーシャル・インクルージョンが政策として誕生します。

具体的には、雇用や所得のための施策が中心で、参加の機会と雇用の機会を保障する側面が強調されていました。つまり、ソーシャル・インクルージョンは社会政策であり、社会福祉の理念として生まれたものではなかったのです。

《参考文献》

・社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター
(2013年)『平成24年度社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方研究会報告書
「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」』

「障がい福祉の父」が切り拓いたもの

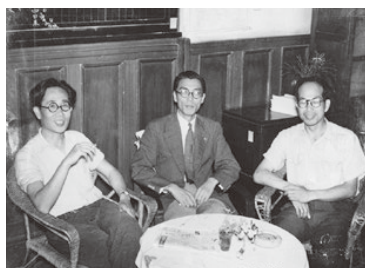


「福祉の理念」編で紹介した鳥取県出身の糸賀一雄^{いとが かずお}は、戦後のわが国の福祉の発展に大きな功績を遺しました。ここでは、糸賀の功績について、さらに深く紹介するとともに、彼の福祉に対する考え方から福祉の在り方を深めます。

①法律より先にできた施設

糸賀一雄が初代園長となり、池田太郎^{いけだ たろう}・田村一二^{たむらいちじ}とともに滋賀県大津市に近江学園という施設がつくられたのは、1946年11月でした。設立当初の近江学園は、当時「戦災孤児」「浮浪児」と称された子どもたちと知的障がい児をとともに保護した施設でしたが、公的な支援がないなかでのスタートでした。現在の制度に置き換えると、「児童養護施設」と「障害児入所施設」を統合したイメージが近江学園の設立当初の姿です。障がいのある子どもとない子どもが、同じ屋根の下でともに生活する場が近江学園でした。一つの施設で二つの役割があるのは画期的なことであったといえます。しかも、児童福祉法という法律で子どもの福祉のための施設が規定されたのは、1947年と近江学園の設立の後の話です。糸賀たちは、法律よりも先に施設を自分たちでつくったとともに、法律にはない障がいのある子どもとない子どもを一緒に保護する形で施設の取り組みを始めたのでした（1948年の児童福祉法施行により、近江学園は県立の施設となりました）。

近江学園は、その後知的障がいのある子どもの施設となりますが、子どもの施設は18歳までが対象となります。18歳を迎えると、基本的に施設から退園しますが、障がいのある人を受け止める施設が制度として確立していないなか、糸賀たちは子どもたちの行き先について悩みます。働く意欲があっ



近江学園をつくった三人
糸賀（中央）・池田（右）・田村（左）
写真提供：（公財）糸賀一雄記念財団

ても、当時は障がいのある子どもを受け入れる場所がなかったのです。

1952年、職業訓練を目的とした信楽寮（現在は信楽学園）を皮切りに、糸賀・池田・田村の三人は次々と施設を生み出していきます。法律に基づく制度がないなかで、子どもたちに必要な場所を自分たちの手でつくっていったのです。しかし、重い知的障がいや寝たきり状態の子どもの行き先については大きな課題でした。1963年、糸賀は西日本で最初の「重症心身障害児施設」として「びわこ学園」を創設します。1967年の児童福祉法の改正で、「重症心身障害児施設」が児童福祉施設の一つとして加わります。糸賀たちの後に、法律がついていくという形がここでもみられました。

② 「この子らを世の光に」の意味

糸賀は、単に施設をつくっていくことだけでなく、施設での子どもとのかかわりを通じて深められた子どもの見方についても、世の中に発信していきます。それが「福祉の理念」編で紹介した「この子らを世の光に」という言葉でした。

脳性小児麻痺で寝たままの一五歳の男の子が、日に何回もおしめをとりかえてもらう。おしめ交換のときに、その子が全力をふりしぼって、腰を少しでも浮かそうとしている努力が、保母の手につたわった。保母はハッとして、瞬間、改めて自分の仕事の重大さに気づかされたという。

糸賀一雄（1968年）『福祉の思想』NHK出版、p.175

あなたはこのエピソードから、何を考えますか？

自分で言葉を発することができない、身体を自由に動かせないこの男の子に、その子の思いを感じることができるのでしょうか。毎日おしめ交換をしてもらっている彼は、保育士（保母）へ感謝の言葉を伝えたかったのかもしれませんが。しかし、自分で話すこともできなければ、文字を

書いて伝えることもできない寝たきり状態です。身体が自由に動かせないなか、唯一彼の意志で動かせる行為が、腰に力を入れて浮かそうという姿だったのかもしれません。感謝の言葉を伝えることができない、しかし、自分の思いを自分の意志で伝えられる方法が腰を浮かせる形で表現できるとするなら、それによって毎日おしめ交換をする保育士の負担を軽くすることができるなら…。そう思うと、おしめ交換という毎日そして一日のなかで何度も続く行為が、単純で程度の低い仕事ということにはならないでしょう。だからこそ、保育士は「自分の仕事の重大さに気づかされた」のです。

ちょっと見れば生ける屍しかばねのようだとも思える重症心身障害のこの子が、ただ無為に生きているのではなく、生き抜こうとする必死の意欲をもち、自分なりの精一ぱいの努力を注いで生活しているという事実を知るに及んで、私たちは、いままでその子の生活の奥底を見ることのできなかつた自分たちを恥ずかしく思うのであった。重症な障害はこの子たちばかりでなく、この事実を見ることのできなかつた私たちの眼が重症だったのである。

糸賀一雄（1968年）、前出

糸賀は先のエピソードの前に、このように記しています。糸賀が遺した「この子らを世の光に」という言葉は、「かわいそうだから…」というように障がいのある子どもに光をあてるということではなく、障がいのある子ども自身が「世の光」として輝くよう、周囲のわたしたちや社会の認識を大きく変えていくことを意味します。



皆成学園（倉吉市）にある
「この子らを世の光に」の石碑
石碑の揮毫は石破二朗（元鳥取県知事）による

その子の思いや意志をくみ取って、彼らの思いをどのように実現していくかが、ここでは重要になるでしょう。

「福祉の理念」編で紹介したように、「福祉」は「ふだんのくらしのしあわせを」を実現していく営みです。そのためには、障がいのある子どもの生命や生きる姿に共感し、共鳴していくことが必要になります。決して「福祉」は与えられるものではなく、一人ひとりの「しあわせ」への願いを実現していくことで形となっていきます。その思いが、「この子らを世の光に」という言葉に込められているといえるでしょう。

《参考文献》

- ・糸賀一雄（1968年）『福祉の思想』NHK出版



差別や偏見と戦った「混血孤児の母」



糸賀一雄たちが、戦後まもなく「戦災孤児」や知的障がい児のための施設をつくったように、他にも戦後の福祉を切り拓いていった人物がいます。その一人が、神奈川県にある児童養護施設「エリザベス・サンダース・ホーム」をつくった、澤田^{さわだ}美喜^{みき}です。澤田の夫・廉三^{れんぞう}は鳥取県岩美町出身で、戦前は外交官として活躍した人物です。

①エリザベス・サンダース・ホームの設立

澤田美喜（1901年～1980年）は、三菱財閥の創始者・岩崎^{いわさき}弥太郎^{やたらう}の孫として、東京に生まれました。外交官だった澤田廉三（のちに初代国連大使）と結婚し、外交官夫人として戦前は世界各地を渡りあります。



澤田美喜

写真提供：澤田美喜記念館

戦後、荒廃したわが国では、敗戦国としての悲劇が生み出されました。その一つが、当時「混血孤児」と称された子どもたちの存在です。ある日、澤田が大阪に向かう列車のなかで、網棚にあった風呂敷包みが澤田の手元に落ちてきます。包みを開けると、何枚もの新聞紙に包まれた黒い肌の乳児の死体が入っていました。戦後、わが国には連合軍（GHQ）の兵士と日本人の女性との間に生まれた子どもたちがいました。その子どもたちのなかには、この世に生まれてきたことを祝福されず、父親も知らず母親からも見捨てられていた子どももいました。この出来事をきっかけに、澤田は「混血孤児」の救済へと人生を捧げることになりました。

澤田は、子どもの救済に向けて自分の財産を費やすとともに、寄付を募り、運営資金を確保することに奔走しました。そのなかで、イギリス人のエリザベス・サンダース女史から最初の寄付を受けることができ、1948年2月に神奈川県の大磯に施設を設立しました。施設の名前は、寄付者にちなんで「エリザベス・サンダース・ホーム」と名付けました。

② 「混血孤児の母」として

当時、「混血孤児」たちに対する世間の目は冷たく、差別や偏見に満ちていました。「日本を滅ぼした敵の子を育てるのか」…戦争に負けたわが国において、連合国軍の兵士との間に生まれた子どもに対する差別だけではなく、澤田に対しても誹謗中傷が寄せられます。

施設の子どもたちが学校に上がる年齢になると、周囲からの中傷から子どもを守るために、施設のなかに学校をつくることにしました。学校の名前は、戦死した澤田の三男の洗礼名をとって、聖ステパノ学園と名付けられました。さらに澤田は、日本より偏見が少ないアメリカへの養子縁組をすすめました。まさに、国際養子縁組の先駆けともいえる取り組みでした。占領下で日米の「混血孤児」は約5000人いたといわれています。そのうち、澤田のホームで育った子どもは約2000人、澤田が仲立ちして海外に養子として送った子どもは600人を越えました。

澤田は、子どもたちと一緒に寝起きし、母親代わりに面倒を見るなど情熱を捧げます。子どもたちは、澤田のことを「ママチャマ」と呼びました。そして、毎年夏になるとホームの子どもたちを連れて、夫・廉三の故郷である岩美町の熊井ヶ浜を臨海学校で訪れていました。子ども



熊井ヶ浜での子どもたちと澤田美喜
撮影：影山光洋

たちは肌の色が違うということで、ホームがある神奈川・大磯の海岸で海水浴を楽しむことさえもできませんでした。しかし、澤田の夫の故郷では違っていました。地元の人たちが子どもたちを温かく迎え、きれいな浦富の海で水とたわむれ、町内の子どもたちと交遊することができました。

晩年の澤田は、卒業生の相談相手になったり、募金活動のために世界各地に出かけます。その際、世界各地で暮らす「わが子」を訪ね歩きました。「海外に出した養子たちも落ち着いてきたし、子どもを置き去りにする人もいなくなつたし、私の仕事は終わったのかも…」と述懐していた澤田は、旅行先のスペインのマジョルカ島でその生涯を閉じます。そして、澤田の墓は岩美町にあり、夫・廉三とともにこの地で安らかに眠っています。

社会的養護を切り拓いて100年



戦後まもなく、鳥取県にゆかりのある人物たちが、県外で子どもの福祉の取り組みを行っていたことを確認してきました。糸賀一雄も澤田美喜も、制度の谷間にあったり、社会から忘れ去られたり排除されている子どもたちを「包摂」しようとしてきたといえるでしょう。そのような思いが現代でどのようにつながっているのか、県内の子どもの福祉の現場から見てみましょう。

① 鳥取県の児童福祉の原点

鳥取市立川町にある社会福祉法人鳥取こども学園は、子どもの福祉を行う社会的養護の現場です。現在、法人が設置する施設機能は、児童養護施設、乳児院、保育所、自立援助ホーム、児童心理治療施設、児童家庭支援センターなど多岐にわたっています。全国的にもその名が知られる学園は、1906年、創立者である尾崎信太郎おだきのぶたろうが設けた「鳥取孤児院」が学園の起源となっています。



現在の鳥取こども学園



尾崎信太郎

1904年に始まった日露戦争は、翌年ポーツマス条約により講和して終結しました。わが国では戦勝に酔いしれ、軍国思想が一段と高まることとなります。しかし、鳥取市に置かれていた歩兵第40連隊は戦争で多くの死傷者があり、戦没兵士の妻や遺児の悲惨な境遇、そして不景気による多くの捨て子たちが存在しました。尾崎は、このような状況に対して救済事業を立ち上げるために、日本キリスト教団鳥取教

会に連なる人々とともに「鳥取孤児院」を創設しました。翌年に「鳥取育児院」と改称し、そして当時は現代のような制度的な支援がないなかで、私財を投じる個人の慈善事業として取り組まれました。

戦後、1948年に児童福祉法が施行され、「養護施設」（現在は児童養護施設）として認可を受け、「鳥取こども学園」となりました。この頃、学園には中央児童相談所の委託を受けた一時保護所を開設し、児童相談所の看板をあわせて掲げられました。このことから、現在の^{ふじのことうち}藤野興一園長は「鳥取県における児童福祉の原点ともいべき位置を持った養護施設」ともいえると、学園の歴史を振り返っています。



設立時の鳥取孤児院（1906年）

② 「愛を灯しつづけて」 一世紀

「鳥取こども学園は、キリスト教精神にもとづいて創立された児童養護施設です。その根本は愛です。私たちは、こども一人ひとりのありのままを受容し、こども一人ひとりのかけがえのない命をはぐくみ、育てることを使命としています。」

これは、学園が創立以来掲げてきた基本理念です。「こども一人ひとりのありのままを受容」するためには、100人の子どもに対して100の個別的な関わりや支援が必要だと考えられています。「こども一人ひとり」の福祉を実現するため、必要に応じて施設の機能を拡大しながら学園は発展していきました。

かつての施設は、大規模収容型の集団がイメージされやすいですが、学

園では家庭の雰囲気に近い生活を求めた小集団の施設運営が試みられました（専門的には「大舎制」から「小舎制」への移行といいます）。最近では、本園に加えて地域小規模児童養護施設として、園外の地域社会のなかで子どもが生活しながら育つ場所も設けられています。子どもが生活し育つ施設が、社会から隔絶された特別な場とするのではなく、当たり前の生活が当たり前に保障されるよう、地域社会のなかに飛び出しています。

また、学園には里親の支援を行う「里親支援とっとり」も設けられ、里親制度の普及や促進にも努めています。わが国では、さまざまな事情により家庭で生活できない子どものために、家庭に代わる形で施設での養護が中心に取り組みられてきました。しかし、施設で家庭の雰囲気を保障することにも限界があるため、実際の家庭で養護を担う里親家庭の拡大が求められています。その



学園の理念を記す石碑

場合、里親家庭を孤立させないためにも、施設から里親家庭への支援は欠かせません。このように、学園は常に「こども一人ひとり」の幸福を考え、必要な取り組みを重ねて拡大していきました。その原動力は、基本理念にある「愛」であるといえるでしょう。

糸賀一雄も澤田美喜も、福祉の実践において「愛」を徹底的に貫いた人物です。目の前の子どもたちに対して、徹底的に子どもたちを護り、そして子どもたちの未来を考えて行動してきました。そのような信念が、制度にない取り組みや制度の枠を超えた取り組みを生み出し、今日の福祉の発展へと続いています。まさに、福祉に必要なものは挑戦する「心」でもあるといえるでしょう。

《参考文献》

- ・鳥取こども学園（1996年）『愛は絶えることがない 鳥取こども学園九十年史』
- ・同（2006年）『愛を灯しつづけて－鳥取こども学園100年のあゆみ－』



合理的配慮とは

2006年12月、国際連合は「障害者権利条約」を採択しました。この条約は、障がいのある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的としたものです。日本は2014年に批准し、国内では条約に基づいた法律の整備が進められています。この条約では、「合理的配慮」が規定されました。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が障がいのない人との平等を基礎として、すべての人権や基本的自由が認められるにあたり、それを確保するために必要となる適当な変更・調整とされています。障がいのある人は、社会のなかで生活するにあたり、さまざまな生活しづらい場面に遭遇します。それを取り除くため、障がいのある人が何らかの対応を求めている時、負担が重すぎない範囲で対応することが行政や企業、学校には必要とされています。

合理的配慮の例

「合理的配慮」は、決まった方法がすべてではありません。その内容は、それぞれの場面や状況、障がいによっても異なります。

例えば、インターネットで欲しい商品を買おうと思ったとき、注文や問合せのすべてがインターネットの画面に入力する形だと困る場合があります。身体に不自由さがある人で、パソコンのマウスの操作は簡単に行えても、キーボードでの画面入力に時間がかかってしまうと、



合理的配慮のさまざまな例

買い物も楽ではなくなります。もし、電話による対応も可能な形で配慮されていれば、安心して短時間で買い物が行えることもあります。

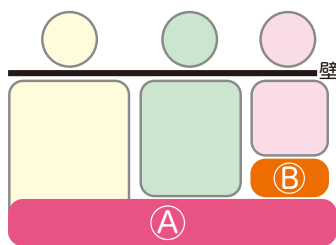
また、駅で切符の券売機を利用する場合、バリアフリーを目的として車いすの高さにあった位置に券売機が設けられていたとします。しかし、身体の不自由さによっては、一人で購入することが難しいということも生じます。その際、駅員が操作を手伝ったり、券売機ではなく窓口で対応したりする形も可能でしょう。合理的配慮とは、その内容が場面や状況によっても異なるため、社会全体でアイデアを豊かにして作り上げていくことが必要になっています。

配慮が行き届くための条件づくり

合理的配慮を行いやすくするためには、社会全体で障がいのある人を含め、あらゆる人を「包摂」する形での支援の充実が必要です。

例えば、建物へ入るためのスロープを設けることで、車いすを利用する人だけではなく、段差が障壁になって移動に苦しむ他の人も安心できることがあります。しかし、最初からスロープが無い建物であれば、もし必要とされる人が訪れた際、車いすを持ち上げる人の数や力が複数求められますが、常にその数が用意できるわけではありません。一人で支えることができる時もあれば、複数の人がいて支えることができる時もあるでしょう。このように、スロープが無い環境での支えも合理的配慮にはなりますが、スロープという肝心の設備があるかないかで、合理的配慮に必要な人の数や力も変化します。上の図は、合理的配慮の意味を、壁の向こう側を見る場合に例えたものです。一番下の①のような台座があれば、右の人に対する②の台座の高さを意味する合理的配慮の幅は小さくなります。つまり①が存在しなかったら、②の合理的配慮は倍必要となるイメージです。

どの人も平等な形で保障しようと思ったとき、土台となる環境の整備によっても、支援や配慮の幅が変化します。バリアフリーやユニバーサルデザインなどにより、社会のなかで障壁を取り除く取り組みが充実することも、合理的配慮を考えるうえでは重要な視点ともいえます。



知っておこう!

性的マイノリティ



性的マイノリティとは

性的マイノリティは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などの総称として、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」とも表現されます。

「異性を好きになるのが普通」とか「心と体の性別が異なることはなく、人間の性は男と女だけ」という考え方の人が多い社会からみて、マイノリティ（少数者）という意味です。

最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって、「LGBT」とも呼ばれています。

L esbian	レズビアン（女性同性愛者）
G ay	ゲイ（男性同性愛者）
B isexual	バイセクシュアル（両性愛者：両性に惹かれる人）
T ransgender	トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人、体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人）

この他、LGBTにはアセクシュアル（Asexual、無性愛者）を加えたLGBTや、クエスチョニング（Questioning、心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人）を加えたLGBTQなど、性の多様性を表現する形もみられています。

性的マイノリティに対して関心が寄せられるなかで、さまざまな課題が表面化してきている一方、理解の不足から誤解や偏見が生じているのも事実です。正しい知識のもと、理解を深めていくことが求められています。



レインボーフラッグ
性的マイノリティのシンボルとして、6色の虹の旗がよく使われています。

言葉で傷つく人がいることを忘れないで

「ホモ」「レズ」「オカマ」「オナベ」「オネエ」などの言葉は、差別的に使われてきた経緯があり、その言葉に嫌だと感じる人や傷つく人がいます。「ゲイ」「レズビアン」「トランスジェンダー」などの用語を使いましょう。

また、夫婦の在り方もさまざまなので、妻や夫という表現ではなく「パートナー」という呼び方が使われるようにもなりました。付き合っている相手においても同様で、異性愛もあれば同性愛もあるので、彼氏・彼女という表現ではなく恋人という呼び方がよいとされています。

LGBT への理解を支える活動

LGBT への理解を示し、支援する人のことを「ALLY」(アライ)と表現します。県内では、LGBT を正しく理解する人たちを増やそうと、県や市町村の研修会を受講した人に「LGBT ALLY バッジ」が配布されます。「私はLGBTについて知っているよ」「私はLGBTを支援するよ」という意思表示として、活用されていくことが期待されています。



LGBT ALLY バッジ

また、県内には交流会、映画上映会、図書館展示、勉強会などを行っている団体があります。注目される活動は「LGBT 成人式」です。一般的な成人式では、服装がスーツや袴、振り袖などを着ることが当たり前のようになってしまう、性の悩みからそれに苦しむ人が安心して参加できないことがあります。LGBT 成人式では、それぞれが「心の性に合った晴れ着」を着て、「成りたい人になるための式」として開催されています。

《参考資料》

- ・鳥取県総務部人権局人権・同和対策課（2017年）「性的マイノリティの人権多様な性について考えよう！」リーフレット

知っておこう！ユニバーサルデザイン



バリアフリーからユニバーサルデザインへ

ユニバーサルデザインは、既に存在している障壁などを取り除いたり解消したりするバリアフリーの概念とは異なり、「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」と定義されています。障がいのある人といっても、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいなど、さまざまな障がいが存在し、同じ障がいでも程度の差があります。また、誰もが骨折やケガなどで一時的に障がいのある人と同じような困難さを抱えることもあります。

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処することを主にすることに対し、ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、さまざまな人々が気持ちよく使えるよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。まさに、「包摂」をめざしたインクルーシブな発想ともいえるでしょう。

ユニバーサルデザインの原則

ユニバーサルデザインを提唱した、アメリカのロナルド・メイスは、次の7原則を掲げています。

- 1 誰にでも公平に利用できる
- 2 使ううえで柔軟性に富む
- 3 簡単で直感的に利用できる
- 4 必要な情報が簡単に理解できる
- 5 単純なミスが危険につながらない
- 6 身体的な負担が少ない
- 7 接近して使える寸法や空間になっている



例えば、写真のようにシャンプーとリンスは、同じ商品だと形状も同一のため、視覚障がいの方が使用する際に区別がつきにくいといえます。しかし、使用の際に区別がつきにくいのは、視覚障がいの人だけではなく、髪を洗っている時であれば誰にでも起こる場面です。そこで、シャンプーのボトルには側面やトップにギザギザをデザインすることで、誰もが簡単に理解して使用することが可能になります。このような発想で、生活上のあらゆるものをユニバーサル化（一般化・普遍化）していく取り組みがユニバーサルデザインです。

街で見かける UD タクシー

2016年、鳥取県と日本財団が共同で実施している「日本一のボランティア先進県」のプロジェクトとして、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーが県内に配備・導入されました。右の写真のようなタクシーを県内で多く見かけることができます。UDタクシーは、従来の車いすタクシーとは異なり、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というコンセプトのもと、車いすを利用する人に限らず、高齢者、妊婦、子ども連れの人はもちろん、大きな荷物を持った観光客など、一般のタクシーと同額（小型料金）で誰でも使うことができる、みんなのタクシーです。



カラーユニバーサルデザイン

色の感じ方（色覚）は、味覚や嗅覚と同じように、人によってそれぞれ違います。そのため、見分けがつくように行った色づかいが、人によっては色の違いを正確に受け取れず、伝えられる情報を間違えて受け止めてしまう場合があります。

例えば、右の写真のピーマンのように、赤色や緑色が茶色・黒色に近い形で見えてしまう場合があります。ホワイトボードや白い紙に重要な部分のみが赤字で書かれてしまうと、黒く書かれた部分の文字との色の違いが判別できないことも生じます。色覚の差で情報の差が生じないように、誰に対しても正しい情報が伝わることを目的に、色の使い方などをあらかじめ配慮することを「カラーユニバーサルデザイン」といいます。



一般色覚の人の見え方



色弱の人の見え方（P型強度）

出典：鳥取県総務部人権局人権・同和対策課「カラーユニバーサルデザイン」チラシ

本書の活用にあたって ～この本を使ってくださる指導者・先生方へ～

本書でも取り上げましたが、わたしたちが暮らす鳥取県は、福祉にかかわる先人の輩出や熱心な福祉活動の取り組みなど、実に福祉とのかかわりが多い地域です。鳥取県社会福祉協議会は、長年にわたり「福祉の教育研究協力校」（福祉教育推進校）を中心とした福祉教育の推進に取り組んできましたが、県内での福祉教育の取り組みはこれに留まりません。例えば、1953年度から八頭郡社会福祉協議会（当時）が始めた「社会福祉事業普及校」の指定は、全国的にも福祉教育の先駆的な活動の一つとしてとらえられて評価されています。

鳥取県社会福祉協議会は、学校現場での福祉教育実践に活用していただく手引きとして、『ともに生きる一福祉の心を育てるために一』（1980年）、『福祉教育一実践の手引き一』（1983年）、『ひとが生きている一福祉と私一』（1986年）などを作成しました。その後、「ともに生きる」シリーズとして、次頁で紹介する各学校版や地域版をこの10年間で作成しています。

わたしたちが考えてきた「福祉教育」は、一つの教科や活動に集約してしまうものではなく、学校や地域における教育活動全体で実施するダイナミックなものです。「福祉」の制度を学ぶことがすべてではなく、「福祉の心」をもって考え・行動できる人を育てるという人間教育が福祉教育の目的であると考えています。まさにこれは、人格の完成をめざすという教育そのものの目的とも重なり合うことです。

高校生版として、先に「福祉の理念」編を発行しました。本書はそれに続く2冊目で、「福祉の理念」編が導入的な内容であったことに対し、さらに学びを深める形で構成しました。鳥取県にゆかりのある人物や施設実践の取り組みを例にして、福祉の理念を先人たちの実践からどのように見出すかを通じて、福祉の理解を生徒が自分のものにしていくことを想定しています。後半の「知っておこう！」は、本文との関連から必要に応じてご利用ください。また、読み手の対象はそれに留めるものではなく、鳥取県のすべての高校生に触れてほしいと願っています。

なお、本文において差別的・侮辱的な言葉として、現在では使用しない表現が登場しています（「戦災孤児」「浮浪児」「混血孤児」など）。差別や偏見に対して先人たちが立ち向かい、切り拓いてきた歴史的経緯を踏まえ、敢えて当時の表現を用いていることにご留意いただき、指導の際にご配慮をお願いいたします。

鳥取県社会福祉協議会 福祉教育研究委員会

福祉教育研究委員会委員

(50音順)

岩本 孝治	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 指導担当係長(副委員長)
尾崎真理子	鳥取県人権文化センター 次長兼上席専任研究員
岸本 陽子	鳥取県立岩美高等学校 教諭
國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授(委員長、執筆)
小谷 次雄	倉吉市成徳公民館 館長
小林 哲子	福祉学習サポーター
林原 香里	倉吉市社会福祉協議会地域福祉課 地域福祉係主任
日野 育子	大山町社会福祉協議会ボランティアセンター センター長
藤田 充	特定非営利活動法人賀露おやじの会 理事長
若原 正俊	鳥取県福祉保健部福祉保健課 地域福祉推進担当係長

(所属・職名は2017年3月現在)



発行者

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340
URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

2017年3月発行



[写真]

糸賀一雄 『ミットレーベン』

本書で紹介した、鳥取県出身の糸賀一雄は、亡くなる8か月前に鳥取県立皆成学園で講義を行っています。これが、故郷鳥取の地における最期の講義となりました。

その講義において、糸賀は「ミットレーベン」という言葉を使っています。この言葉は、ドイツ語の造語で「ともに暮らす」「ともに生きる」という意味です。糸賀は、障がいのある子どもを理解するためには、机の上での学習ではなく、実際に生の体験を通じて、その人の心の奥底を知る経験が一番の学習だという意味で、この言葉を使っています。近江学園で、子どもと生活をともにしてきた糸賀だからこそ、その重要性を強く感じていたのでしょう。

皆成学園に残されていた講義の音声は、鳥取県立図書館で貸出しが可能です。また、文字化された講義録は県内の公立図書館・学校図書館に寄贈されています。インターネットでは、鳥取県障がい福祉課のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/973095/mitleben.pdf>